

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年10月7日(2021.10.7)

【公表番号】特表2020-531153(P2020-531153A)

【公表日】令和2年11月5日(2020.11.5)

【年通号数】公開・登録公報2020-045

【出願番号】特願2020-511337(P2020-511337)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/24

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月20日(2021.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

細長いシースと、

少なくとも1つのアクチュエータと、

少なくとも2つの異なるシース操縦点と、

前記少なくとも1つのアクチュエータを前記2つの異なるシース操縦点に接続するための手段と、を備える操縦可能シース。

【請求項2】

2つ、3つまたは4つの前記アクチュエータを備える、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項3】

前記アクチュエータは、近位ハンドルと組み合わされている、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項4】

前記少なくとも2つのシース操縦点は遠位に位置されている、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項5】

前記細長いシースは、生体適合性材料、ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)、異なるデュロメータを有するポリマ、ステンレス鋼、ニチノール、PEBAX(登録商標)、または/およびポリアミド、例えばGrialamid(登録商標)から選択された材料から作られるか、またはそれらの組合せを備える、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項6】

より柔らかい材料が前記シースの遠位端部に使用され、より硬い材料が前記シースの近位側に使用されている、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項7】

2つの前記アクチュエータと、

2つの前記シース操縦点と、

接続するための2つの手段と、を備える、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項8】

前記接続するための手段は、ワイヤ、例えば、平ワイヤ、丸ワイヤ、ケーブル、フィラ

メント、または織物である、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項9】

前記接続するための手段は、1つまたは複数の前記アクチュエータによって近位方向に引っ張られることができる、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項10】

前記少なくとも2つの異なるシース操縦点は、前記シースの円周方向にまたはノかつ前記シースの長手方向に沿って離間させられている、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項11】

2つ、3つ、または4つの前記シース操縦点を備えるかまたは呈している、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項12】

前記少なくとも2つのまたは2つの異なるシース操縦点は、10°、20°、30°、45°、90°、120°、140°、160°、または180°の角度で離間している、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項13】

前記少なくとも2つのまたは2つの異なるシース操縦点は、1、2、3、4、5、6、7、8、9、または10cmの距離をもって離間している、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項14】

前記少なくとも2つのまたは2つの異なるシース操縦点は、請求項12記載の前記角度と、請求項13記載の前記距離との組合せで離間している、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項15】

前記2つの異なるシース操縦点は、180°の角度で、または180°の角度でかつ5~10cmの距離でもって位置させられている、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項16】

前記2つの異なるシース操縦点は、2つの前記アクチュエータによってカウンタ作用的に可動である、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項17】

2つのカウンタ作用アクチュエータは、該2つのアクチュエータによる両方の曲げを調節することによって、1つの水平面のさまざまな標的点に到達させることを可能とする、請求項1記載の操縦可能シース。

【請求項18】

請求項1から17までのいずれか1項記載の操縦可能シースを備える、心臓弁プロテーゼの展開のためのカテーテルシステム。